

令和元年台風 19 号災害における 災害援護資金貸付制度の申請受付について（長野市）

令和元年台風 19 号災害により、世帯主の方が負傷した世帯や、住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、生活立て直しのため、家財の買替え、住居の修理等を行う場合に「災害援護資金」を貸し付けます。

1 対象となる方

次の（１）～（３）の全てに該当する世帯の**世帯主**が対象です。

- （１）被災日時点で、長野市内に居住の世帯
- （２）令和元年台風 19 号災害により次の**いずれかの被害**を受けた世帯
 - ア 世帯主の負傷（療養に要する期間がおおむね 1 か月以上）
 - イ 家財の 1 / 3 以上の損害
 - ウ 住居の半壊、大規模半壊、又は全壊
- （３）世帯の平成 30 年分（注）の総所得額が次に定める額未満の世帯

世帯人数	市民税における平成 30 年中の総所得金額等	
1 人	220 万円	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、世帯人数に関わらず 1, 270 万円とする。
2 人	430 万円	
3 人	620 万円	
4 人	730 万円	
5 人以上	1 人増えるごとに 730 万円に 30 万円を加算した額	

（注）税の滞納がある場合には貸付できないことがあります。

2 貸付限度額

被害の種類・程度	貸付限度額	
	世帯主の負傷なし	世帯主が負傷し、療養期間がおおむね 1 か月以上の場合
家財および住居に損害なし	—	150 万円
家財の 1 / 3 以上の損害	150 万円	250 万円
住居の半壊・大規模半壊	170 万円（250 万円）	270 万円（350 万円）
住居の全壊	250 万円（350 万円）	350 万円
住居の全体が滅失、流失等	350 万円	

※被災した住宅を建て直す際に、その住宅の既存部分を取り壊さざる得ない場合など、特別な事情がある場合は（ ）内の額となります。

※住居の損害については、原則として自己所有の住居が対象です。ただし、賃貸住宅でも、住居全体の滅失・流出や、半壊全壊による取り壊しのため、引き続き居住できない場合は対象となります。

3 貸付条件

区分	内容
貸付利率	年 1. 5%（措置期間中は無利子） ※支払期日に償還しなかった場合は、延滞元利金額に年 5% の割合で違約金が発生します。
措置期間	3 年
償還期間	10 年（償還期間を含む）
償還方法	元利均等による年賦、半年賦又は月賦 ※繰上償還可
保証人	長野市災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条第 2 項ただし書きを適用し不要とします。

4 必要書類等

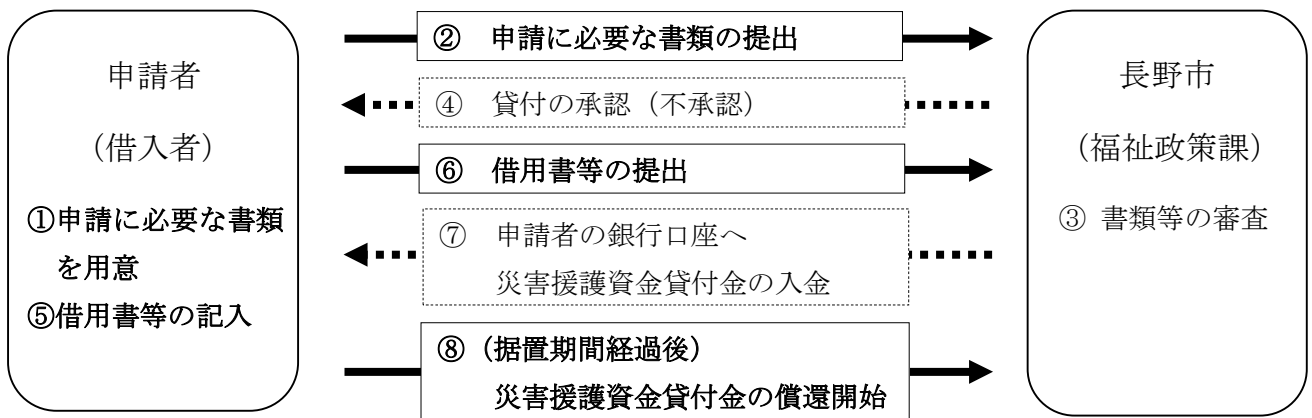
以下の表のうち、○印のものは必ず、△印のものは状況により必要な書類等です。また、被災の状況により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。

申込に必要な書類等	
①災害援護資金申込書（所定様式のもの）	○
②同意書（所定様式のもの）	○（複数世帯の場合）
③身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証など）	○
④印鑑（認印で可）	○
⑤住民票の写し：本籍地入・続柄入（世帯全員分）	○（世帯全員分）
⑥所得証明書：世帯全員分（平成30年度分所得）	○（世帯全員分）
⑦誓約書（所定様式のもの）	○
⑧見積書等の写し（借入金の使途が分かるもの）	○
⑨診断書（世帯主に1か月以上の負傷がある場合に必要）	△
⑩罹（り）災証明書の写し（住居に半壊以上の被害がある場合に必要）	△
⑪返済残額を証明する書類（住宅ローン等がある場合）	△

5 申込期限

令和2年（2020年）1月31日（金）

6 手続きの流れ



7 その他

- 借入申込書を受付後、記載内容及び添付書類を精査の上、必要に応じて調査を行います。書類に不備があった場合は、必要な書類が揃った時点での申込受理となります。
- 貸付決定の場合は「貸付決定通知書」、不承認の場合は「貸付不承認決定通知書」をお送りします。
- 重複申込等の確認を行うため、申込受理後、通知書をお送りするまでお時間を頂戴いたしますが、ご了承ください。
- 貸付決定を行った方には、借用書（所定のもの）・口座振込申出書及び預金通帳のコピー（世帯主のもので、貸付金の振込口座）・印鑑証明書（世帯主）を提出していただきます。
- 生活保護を受給されている方は、貸付を申し込む前に、担当ケースワーカーへ必ずご相談ください。

8 令和2年1月以降の相談・受付窓口（今後変更する場合があります）

（相談・受付）①長野市役所第二庁舎2階 福祉政策課：026-224-5028

- ②柳原支所（学習室）
- ③豊野支所（2階）
- ④篠ノ井総合市民センター（会議室）
- ⑤松代支所（支所内）

- 受付時間：①は平日8：30～17：15
- ②から⑤は平日9：00～17：15